

公告 第14号

令和6年2月13日
住友商事健康保険組合
理事長 安田 和弘

当組合同規約一部変更の件

今般、令和6年2月開催の第162回組合会において、組合同規約の以下の条項の変更について承認され、近畿厚生局に届出しましたので、公告する。
変更内容は、以下の通り。

規約 令和6年3月29日 改正 新旧条文対照表

新	旧
第54条（一部負担金の特例）	
被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。 (1) 住友ビルディング診療所 所在地 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 (2) 住友商事診療所 所在地 東京都千代田区大手町2-3-2	被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。 (1) 住友ビルディング診療所 所在地 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 (2) 住友商事診療所 所在地 東京都千代田区大手町2-3-2 (3) 新宿住友クリニック 所在地 東京都新宿区西新宿2-6-1

附 則
この規約は、令和6年3月29日から施行する。

以 上